



平成 27 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名	株式会社 両毛システムズ
代表者名	代表取締役社長 秋山 力 (コード:9691)
問合せ先	執 行 役 員 管理統括部長 上山 和則 (TEL 0277-53-3131)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 25 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

また、補欠監査役の選任を定めた定款第 29 条において、会社法条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

なお、第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 18 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 18 日(木)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条           &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第 29 条           &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条           &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条           &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第 29 条           &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条           &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>